

めた。一九七一年三月の立法院決議第七号「沖縄の復帰対策に関する要請決議」にて、「現に宗教団体法によって認可された法人は、本土法による宗教法人となるように所要の経過措置を講ずること」と明記された。それを受けて日本国政府では、同年三月の閣議決定「沖縄復帰対策要綱(第二次分)」にて、「復帰の際現に沖縄の法令により宗教法人である宗教団体については、本土の宗教法人法による宗教法人とみなす」とした。右記の経過を経て、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の第四十七条に、「沖縄の宗教団体法〔略〕に基づく法人である宗教団体〔略〕は、それぞれ、宗教法人法〔略〕に基づく宗教法人となる」と規定して、公布されたのである。

琉球政府文教局では、早くから宗教法人法の立法を想定していたが、結局は成立しなかったのは、信教の自由に基づく同法の趣旨が立法院では理解されていなかったからであろう。文教局が立法を準備していたことは、信教の自由に対応する法規の整備を志向していたと意義付けできる。立法院で審査された宗教法人法参考案はその所産である。

本土復帰による墓地、埋葬等に関する法律の適用と現代的課題

村上 興匡

沖縄には洗骨習俗や亀甲墓など独特の墓慣習が存在し、墓地に関する法律の運用も本土とは異なったものであった。沖縄における墓地経営の主体は、市町村、財団法人や宗教法人、門中やムラ、個人があるが、現在も経営認可件数の大部分は個人経

営の墓地である。戦前においても、墓地及埋葬取締規則が適用されたが、墓地及埋葬取締規則施行細則によって墓地の大きさや個人所有など沖縄独特の慣習への配慮がなされた。墓新築の許可申請件数は、一九八二年に初めて百を超え、九三年以降は毎年三百件を超えている。個人墓地は一代限りで、継承には許可を取り直す必要があるが、四〇%近くの人はそれを知らない。

一九五〇年に定められた那覇市の都市計画では、個人墓の公営墓地を設置し、既存の墓地を整理して市街地として整備することが定められた。狭い市域内では公営墓地の確保が厳しく、他市町村に協力を求めないと難しいが、各市町村営墓地の整備も進まず、個人墓の設置を認めざるを得ないのが実情となつていく。二〇〇〇年に「沖縄県墓地公園整備基本指針」が策定され、市町村による公営墓地の整備を基本として促進するとともに、個人墓地を公益法人や宗教法人が管理する墓地に集約してゆくことが目指された。

本土復帰以降、葬祭業者による葬儀補助や仏教式葬儀が、都市部を中心に行われるようになる。それとともに寺院境内の墓地、納骨堂が増加した。土地を宗教法人や公益法人が所有し使用権を販売する管理型霊園を沖縄において最初に作ったのは、株式会社ヤシロである。九三年に管理型墓地コザ中央霊園を首里の達磨寺管理の形で開設した。九四年に公益法人沖縄メモリアル整備協会を設立し、沖縄各地に管理型霊園を開設運営した。九二年当時、その他の民間の墓地管理財団法人は沖縄墓地公園管理協会だけであったが、その運営の仕方は、土地を分筆

して個人に分譲し、墓を建てさせるというものであった。

本土における墓地行政をみると、墓地及埋葬取締規則(一八八四)以来、衛生管理、治安維持の必要から、墓地経営は許可制をとった。第二次世界大戦後、墓地新設制限が緩和されたが、民営による墓地の新規墓地開発が相次ぎ、墓地の性質である非営利性と永続性が危ぶまれるようなトラブルが発生したことから、墓地造成へ歯止め、取締りが行われるようになった。一九六八年の厚生省通達「墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可の取扱いについて」において、永続性と非営利性を確保するため、墓地等の経営は原則として市町村等の地方公共団体に限り、これにより難しい事情がある場合であっても宗教法人、公益法人等とすることとされた。さらに厚生省「これからの墓地等の在り方を考える懇談会」報告書(二〇〇〇)では、都市化による墓地需要の増加、承継者のいない墓地の増加、事業型墓地の経営の安定化(名義貸し対策)、散骨運動への対応等が論じられ、墓地行政の目的として「墓地の安定供給」、「墓地使用者の保護」、「墓地経営の安定化」が強調されている。

地方分権改革推進法により二〇〇九年から墓地の認可などの事務が沖縄県から各市町村に移譲されることとなり、一二年四月にはすべての市町村で委譲が完了した。それに伴って各市町村に墓地行政の基本的な方向を示す「市町村墓地基本計画」を策定することとなったが、多くの市町村の墓地基本計画では、「個人墓禁止区域」や「墓禁止区域」が設けられた。本土復帰により墓地、埋葬等に関する法律が適用されるようになると、墓地、埋葬等に関する法律施行細則がされた。法人管理の墓地

については、その構造設備、設置場所についての基準が定められたが、個人墓地にその規定を適用しないとされたため、個人墓地の乱立等の問題が生じていた。市町村への行政権限の委譲に際して墓地規制が強化され、本土と近い法運用がなされるようになったということが出来る。

パネルの主旨とまとめ

石井 研士

その時代の宗教団体のあり方、ひいてはその時代の日本人の宗教性は、宗教をめぐる法制度によって大きな制約を受けてきた。

戦後、宗教団体をめぐる法制度は大きく変化した。ポツダム宣言受諾による終戦と、その後の連合国占領軍による統治下、総司令部(GHQ/SCAP)によって発せられた、いわゆる人権指令によって宗教団体法は廃止され、神道指令によって、「信教の自由」の十全な施行と共に、神社に対する特別の保護の停止、神道施設の公的機関からの撤去、国家と神道との完全な分離が命じられた。昭和二十一年十二月宗教団体法に代わって勅令により宗教法人令が公布されたが、大幅に簡素化され自由化された宗教法人令は、多くの問題を生むこととなり、昭和二十六年に宗教法人法へと代わった。

今回のパネルでは、とくに沖縄の本土復帰をめぐる宗教団体と宗教法の葛藤の問題を扱った。まず石井研士が、戦後から沖縄が復帰したまでの法制度の変化と宗教行政が抱えていた諸問題について概略した。